



明るい選挙イメージキャラクター
「選挙のめいすい(明推)くん」

参議院議員通常選挙から、インターネットを使った選挙運動ができるようになりました。

何が変わったのか、Q&Aで解説します。

問 選挙管理委員会事務局

Q1

インターネットを使って、何ができるの？

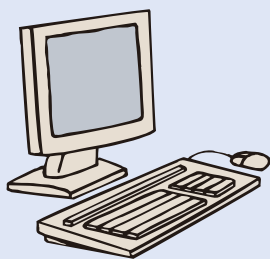
A1

インターネットを使った「選挙運動」ができます。具体的には、今までは、公示日(告示日)から投票日の前日までの選挙期間に、インターネットを使った選挙運動は禁止されていましたが、ホームページやブログなどのウェブサイトをj使つて選挙運動をすることができるようになりました。

なお、インターネットを使って投票ができるようになった訳ではありません。

選挙運動とは？

特定の選挙について、特定の候補者の当選を図ること、または当選させないことを目的に投票行為を勧めることをいいます。



Q2

どのような人が、どのような選挙運動をすることができるの？

A2

候補者、政党、一般有権者それぞれで、できることが異なります。詳細については、左記の一覧表をご覧ください。

《インターネット選挙運動でできること》

	候補者	政党	一般有権者
ウェブサイト	○	○	○
ツイッター、フェイスブック、LINEなどのSNS	○	○	○
電子メール	△(注)	△(注)	×
有料ネット広告	×	○	×

(注)政党や候補者は、事前に同意を得た一般有権者に限りメールを送信することができます。

Q3

候補者や政党から、メールがたくさん来ることになるの？

A3

突然、選挙運動用の電子メールが届くということはありません。これは、事前に候補者や政党などにメールアドレスを登録するとともに、選挙運動用のメールを受け取ることを承諾しなければ、候補者や政党などは送信してはいけないことになっているからです。

Q4

送られてきたメールを転送したり、印刷して配ったりすることはできるの？

A4

できません。

電子メールを使って選挙運動をすることができるようなのは、候補者や政党などに限られ、送られてきた選挙運動用の電子メールを転送することは公職選挙法により禁じられています。また、メールなどを印刷して配ること

も同様に禁じられています。その他、法律により禁止されている行為は左記のとおりです。

【禁止行為】

- ・未成年による選挙運動
 - ・選挙運動期間外の選挙運動
 - ・候補者に関する虚偽の事項を公開すること
 - ・氏名などを偽って通信すること
 - ・悪質な誹謗中傷(ひぼうちゅうきやう)をすること
 - ・候補者などのウェブサイトを改ざんすること
- など

禁止行為は処罰の対象となります。候補者に対して、悪質な誹謗中傷をするなど、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めてください。



詳しくは総務省ホームページをご覧ください。